

かずさ水道広域連合企業団
水道料金等徴収検針業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年12月

かずさ水道広域連合企業団

かずさ水道広域連合企業団水道料金等徴収検針業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、かずさ水道広域連合企業団が発注する「かずさ水道広域連合企業団水道料金等徴収検針業務委託」について、業務の実施に最も適した受託候補事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、業務の効率化及び利用者サービスの向上並びに徴収率の向上を図り、将来にわたり安全で安定した水道事業の運営を継続することを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

かずさ水道広域連合企業団水道料金等徴収検針業務委託

(2) 委託期間

ア 履行期間は契約締結日から令和11年3月31日までとする。

イ 委託業務は令和6年4月1日から令和11年3月31日までを業務期間とする。また、契約締結日から令和6年3月31日までは、システム開発や事務引継ぎを行う移行準備期間とする。

(3) 委託金額の上限

本業務に係る費用は、2,744,000,000円(消費税相当額含む)を上限額とする。

(4) 業務内容

別添「かずさ水道広域連合企業団水道料金等徴収検針業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおりとする。

ただし、仕様書「第2章 業務履行」については、業務委託の趣旨に反さ

ず、利用者のサービスの低下を生じない限りにおいて、業務提案書により代替提案ができるものとする。

(5) 支払方法

業務委託料の支払方法については原則月払いとする。

※ 移行準備期間における委託料の支払いは発生しないものとする。

4 選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格要件

業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

(1) 令和4・5年度かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、本委託の公募開始の日から候補者決定の日までの間に、かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれない者

(2) かずさ水道広域連合企業団の定める特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に該当しないこと。

(3) 令和4・5年度かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿に次の要件すべてに登載されている者

ア 登録部門 委託

大分類 その他委託

中分類 メーター検針及び料金徴収業務

イ 登録部門 委託

大分類 情報処理

中分類 システム開発・ソフトウェア開発

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の規定に該当しない者であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない

者

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
又は前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生
手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生
手続開始決定がされていない者
- (6) 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証
を取得していること。
- (7) 過去10年以内（平成24年4月1日～令和4年3月31日）において
給水人口20万人以上の水道事業体における徴収業務及び検針業務につ
いて、2箇年以上にわたり履行実績を有する者であること

6 プロポーザル実施スケジュール

	内 容	日 付
1	参加募集（公告日）	令和4年12月5日（月）
2	参加申込書等の提出期限	令和4年12月15日（木）
3	参加資格審査結果の通知	令和4年12月22日（木）
4	業務提案書の作成に係る質問書受付期間	令和4年12月23日（金）から 令和4年12月28日（水）まで
5	業務提案書の作成に係る質問の回答期限	令和5年1月11日（水）
6	業務提案書、提案見積書等の受付期間	令和5年1月12日（木）から 令和5年1月19日（木）まで
7	プレゼンテーション実施の通知	令和5年1月26日（木）（予定）
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年2月14日（火）（予定）
9	選定結果の通知	令和5年2月28日（火）（予定）
10	契約締結	令和5年3月31日（金）（予定）
11	業務履行に関する準備期間	契約締結後～令和6年3月31日
12	業務開始	令和6年4月1日

7 参加手続

(1) 参加申込方法

ア 書類の配付場所

かずさ水道広域連合企業団経理課（庁舎1階）
またはかずさ水道広域連合企業団ホームページ
([https:// www.kazusa-kouiki.jp](https://www.kazusa-kouiki.jp))

イ 提出先

かずさ水道広域連合企業団経理課（庁舎1階）

ウ 提出方法

持参または郵送

エ 提出期限

令和4年12月5日（月）から令和4年12月15日（木）午後5時まで
（持参の場合は土日の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）
（郵送の場合は、上記期間内必着）

(2) 参加手続に必要な書類

- ア プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- イ プロポーザル参加申込書等提出書類確認表（様式第2号）
- ウ 会社概要書（様式第9-1号、9-2号）
- エ 定款の写し及び会社のパンフレット
- オ 法務局が発行する法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- カ 受託実績表（様式第3号）
- キ 受託実績を証明する契約書の写し（任意の一契約）
- ク 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得していることを証明できる書類の写し

(3) 提出部数

各1部

※ 提出に際しては、プロポーザル参加申込書等提出書類確認表（様式第2号）を先頭として、その他すべての書類を参加申込書等提出書類

確認表に記載された順番に綴じること。

(4) 質問書の提出

ア 提出方法

質問書の様式をかずさ水道広域連合企業団ホームページより直接ダウンロードすること。質問書の提出については、電子メールで行うものとし、件名には「プロポーザルに関する質問【事業者名】と明記し、プロポーザル質問書（様式第12号）に質問内容を簡潔にまとめて、送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず電話による質問書の到着の確認連絡を行うこと。

イ 提出期間

令和4年12月23日(金)から令和4年12月28日(水)午後5時まで

ウ 電子メール送信先及び連絡先

事務局（10ページ 15(2)(4)参照）

(5) 質問書の回答

ア 回答方法

かずさ水道広域連合企業団ホームページで公表する

イ 回答期限

令和5年1月11日（水）まで

(6) 申込みの辞退

本プロポーザルに関して参加申込書を提出した者については、業務提案書の提出期限前であれば、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

ア 提出書類

参加辞退届（第4号様式）

代表者印を押印の上、持参または郵送の方法で提出すること。

イ 受付期間

参加申込書提出日から令和5年1月19日（木）午後5時まで

8 参加資格審査結果の通知

本件プロポーザルへの参加希望事業者に対し、令和4年12月22日(木)までに参加資格の有無について、参加資格確認書を通知する。

9 業務提案書の作成について

参加資格を得た者(以下「提案者」という。)は、次に掲げる書類を提出すること。

書類審査用提出書類

業務提案書の記載内容は次に定める項目のとおりとする。なお、指定されているものは所定の様式に基づき作成すること。

- (1) 業務提案書(正本用表紙:様式第7号、副本用表紙:様式第8号)
- (2) 業務提案書等提出書類確認表(様式第5号)
- (3) 業務提案提出書(様式第6号)
- (4) 業務提案書の内容
 - I 会社内容に関する事項
会社概要及び受託実績表(様式第9-1号、第9-2号、第9-3号)
 - II 業務体制等の妥当性に関する事項
従事者配置予定表及び業務体制等の妥当性に関する事項(様式第9-4、第9-5号)
 - III.業務に関する企画及び技術提案の妥当性に関する事項(第9-6号)
 - ① 受付業務
 - ② 検針業務(検算を含む)
 - ③ 徴収請求業務(調定・更正、収納、滞納整理、給水停止を含む)
 - ④ 電子計算処理業務(システムの構築を含む)
 - ⑤ 精算及び開閉栓業務
 - ⑥ 検定期間満了水道メーター等管理業務
 - ⑦ 発注者に対する情報提供(ICT活用を含む)、営業本部業務、業務引継
 - ⑧ 市民サービスの向上、地域貢献、災害時対応、業務提案、その他
 - IV.取り組み意欲に関する事項(様式第9-7号)
 - V.業務提案見積書、積算内訳書(様式第10号、様式11号)

(5) 記載方法

ア 原則 A 4 用紙で左綴じ、片面印刷とし、文字の大きさは 11 ポイント以上とし、表紙等を含め全部で 50 枚以内とする。なお、やむを得ないページのみ A 3 用紙を認めるが、使用の際には A 4 用紙、2 枚扱いとする。

業務実施方針及び手法、業務工程計画を必ず記載すること。

イ 表紙に案件名として「かずさ水道広域連合企業団水道料金等徴収検針業務委託プロポーザル 業務提案書」を記載し、原本（1 部）のみ提案者名を記載すること。副本には提案者名を判別できるような名称やロゴマークは使用しないこと。

(6) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

(7) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出先

かずさ水道広域連合企業団経理課（庁舎 1 階）

(8) 提出期限

令和 5 年 1 月 19 日（木）午後 5 時まで

（持参の場合は土日の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

（郵送の場合は、上記期間内必着）

10 事業者の審査・選定

事業者の選定にあたっては、プロポーザル委員会を設置し、業務提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、事業者（優先交渉権者）1 者を選定する。

(1) 審査方法

プレゼンテーション方式とし、「11 選定基準」に基づき審査する。なお、プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染症感染防止等の

観点から、Web 会議アプリケーションを用いた方法等とする可能性がある。

(2) 実施日

令和5年2月14日に実施予定。詳細は、個別に別途通知する。

(3) 実施方法

1 提案者につき提案内容に係るプレゼンテーション30分以内、その後、提案に対する質疑応答20分程度の合計50分程度とする。

(4) 出席者

本業務を担当する主たる担当技術者を含む4名以内とする。

(5) 順番

申込受付順とする。

(6) 審査結果の通知

本件プロポーザル参加事業者には、結果通知書により審査結果を書面で通知するものとする。

(7) プレゼンテーション等の注意事項

ア プレゼンテーションは提案者が提出した提案書又は提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料や動画は認めない。

イ プレゼンテーションに当たって、機器等を用いた説明を行う場合は、参加者において必要な機器を用意すること。

ウ プレゼンテーションは、非公開とする。

11 選定基準

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査し、評価基準の項目毎の点数を合計し、総合得点により順位を決定する。

(1) 会社内容に関する評価

(2) 業務遂行体制に関する評価

(3) 業務提案内容に関する評価

(4) 取り組み意欲に関する評価

(5) 見積額に関する評価

(6) 留意事項

- ア 最高得点を獲得したものが2者以上ある場合は、評価基準表の評価項目Ⅲ.業務に関する企画及び技術提案の妥当性の得点が高いものを受託候補事業者とする。
- イ 最高得点を獲得した者が辞退を申し出た場合や「13 事業者の失格」に該当した場合は、次順位の者を候補者とする。
- ウ 審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けないものとする。

12 契約の締結

優先交渉権者の提案内容を協議し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書に変更又は追加等を行うことができる。その仕様書に基づき、契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合、次順位の者と同様の協議を行う。

13 事業者の失格

参加者及び優先交渉権者と決定した業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加、または優先交渉権者の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 参加申込書等の提出期限を過ぎて提出された場合。
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積額が委託上限額を超えている場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、プロポーザル委員会の委員長が失格であると認めた場合。

14 その他事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸経費は、すべて参加者側の負担とする。
- (2) 書類提出後の業務提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された業務提案書等については返却しない。

- (4) 情報開示請求があった場合は、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例等に基づき、業務提案書等を開示することがある。ただし、業務提案書選考期間中は、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第8条第4号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 提出された業務提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。
ただし、選定された業務提案書等の著作権については、かずさ水道広域連合企業団に帰属するものとする。
- (6) 本業務提案説明終了後も本件に係る守秘義務は継続するものとする。
- (7) かずさ水道広域連合企業団から提供した資料は参加に関わる検討以外で使用してはならない。
- (8) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (9) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、かずさ水道広域連合企業長が判断するものとする。

15 事務局

(1) 書類提出先

〒292-0834 千葉県木更津市潮見2丁目8番地
かずさ水道広域連合企業団 経理課（庁舎1階）

(2) 電 話 0438-38-3276

(3) F A X 0438-25-1624

(4) メールアドレス keiri@kazusa-kouiki.jp

16 業務担当課

かずさ水道広域連合企業団 業務課

(1) 電 話 0438-38-3276

(2) F A X 0438-25-1624

(3) メールアドレス gyomu@kazusa-kouiki.jp